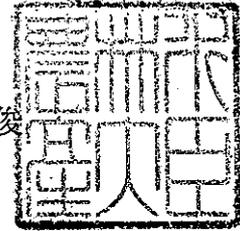


19消安第3789号
平成19年7月13日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣臨時代理
国务大臣 若林 正俊



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

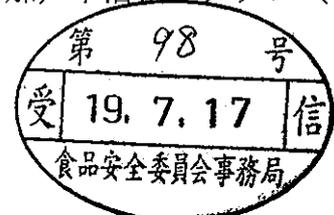
記

1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

豚オーエスキー病（g I - , tk -）生ワクチン（ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50）

2 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入を承認すること。

α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノルバックス 類結ノレンサ Oil）



- 3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス CAV P4）